

令和 8 年度 瑞浪市中山道整備検討懇談会（第 1 回） 会議要旨

■日 時：令和 8 年 7 月 31 日（金） 13 時 30 分から 16 時 00 分まで

■場 所：瑞浪市役所（2 階 大会議室）

■出席者：秋山晶則、澤井計宏、豊田富士人、中井正幸、臼田寿生、渡邊 俊美、加藤博一、
棚橋哲夫、小林新平
水野義康、砂田普司、河野和弘（事務局）
株式会社イビソク（実施測量設計業務の受託業者：3 名）

■内容

1. あいさつ

課長あいさつ（内容は省略）

2. 座長選出

出席者の互選により、秋山晶則氏を座長に選出

3. 意見・助言を求める事項

1) 街道整備手法について

≪鴨之巣～平岩地区≫

- ・ 鴨之巣～平岩地区の概要（2 頁）に秋葉坂の表記があるが、どの区間を指すか判断できないので、設計等に際してこの文言を使用するのであれば、図面に明示する必要がある。
- ・ 舗装区間の計画平面図（4 頁）に、舗装区間に土構造横断排水の表記がある。誤りであれば修正してほしい。
- ・ 舗装区間の計画平面図（4 頁）について、土・砕石充填区間と舗装区間の接続部は路面の洗堀が生じやく、舗装面が削られる等の事象も危惧される。縁切り材の設置や舗装面を土・砕石の下に潜り込ませる等の配慮が必要である。
- ・ 舗装の手法について、脱色アスファルトあるいは景観アスファルトは一般的に工事費が高額となる。工事費や修繕費を重視するのであれば通常のアスファルトを採用するのも選択肢のひとつと考えられるので検討されたい。
- ・ 景観を重視し、脱色アスファルト舗装を採用する場合でも、表面をどのように仕上げるのか、様々な工法があるので検討してほしい。また、骨材の色、大きさを指定して発注する等の配慮が必要である。
- ・ 土・砕石充填区間の計画断面図（7 頁）について、現状では洗堀した部分のみを土・砕石で充填する計画となっている。充填の厚さが小さい（薄い）部分は再度洗堀が生じやくるので、砕石全体をすき取った上で、全体に同じ厚さで土・砕石を充填する必要がある。計画図もそのように修正してほしい。

- ・土・砕石充填区間で土構造の横断排水を設置するのは理解できるが、通常これは土で成形するもので、砕石のみでこれを成形しても十分に機能しない可能性が高い。また、当該地区は車両の通行も想定していることから、内部に芯材を設置しないと長期間の使用に耐えられないと考えられ、芯材の素材や形状等についても検討が必要である。なお、この横断排水は、堆積した土砂の除去等定期的なメンテナンスが必要なものであることに留意が必要である。
- ・区間４・５の計画平面図（７頁）について、一か所に木材等横断排水の表記がある。なぜこの部分のみ木材等横断排水を採用するのか、使い分けの理由を説明できるようにしておく必要がある。

≪琵琶峠地区≫

- ・計画平面図（８頁）では、０（起点）から＋53.00の地点までは路面保護を行わない計画となっているが、当該区間は雨天時の排水を考慮すると何らかの対策が必要と思われ、この点検討してほしい。
- ・計画平面図（８頁）では、横断排水がほとんど新設されない内容となっている。整備基本計画で示されているように、街道の横断に傾斜をつけて排水を行うのであれば、計画断面図をそのように修正する必要がある。
- ・土・砕石充填区間の計画平面図（10頁）について、道路の傾斜の大きい区間、充填の厚さが小さい（薄い）部分は洗堀が生じやすいので、砕石安定剤の使用も検討する必要がある。また、景観を重視するのであれば砕石の色や大きさ、砕石安定剤のセル（枠）の大きさにも配慮が必要である。
- ・路肩法面保護工（11頁）について、玉石積みを新設するのは理解できるが、施工業者によって表面の仕上がりには大きな差が生じることが危惧される。この点、仕様書に仕上げの詳細を記載しておくことが望ましい。
- ・路肩法面保護工の内容（11頁）について、現在の図面には裏込めについて示されていないので明示する必要がある。
- ・路肩法面保護工の内容（11頁）について、現在のところ河床部の洗堀対策について示されていない。石材をネットに入れて河床部に設置する、または大型の石材を直接河床部に設置する等の工法を検討してほしい。
- ・落石対策（13頁）について、必要に応じて立木の伐採も行うことを検討してほしい。
- ・起点流末排水（14頁）について、石材の設置だけでは石材の転落や移動等が危惧されるので、丸蛇籠等に変更することが望ましい。
- ・コンクリート蓋をグレーチングに交換する点について、グレーチングから水があふれることがないかを確認してほしい。
- ・荒天時、当該箇所を越水が県道の反対側（南側）に達する点については、流速を落とすことで一定の効果があると考えられるが、県道の側溝の更新を行わないと根本的な解決は難しいと思われる。今回の整備では応急的な対応にとどめ、経過観察や荒天時の調査

を継続的に行ったうえで、どのような対策が効果的かを考えることが現実的と考える。

≪各地区共通事項≫

- ・ 中山道の整備方針等を広報するための看板設置を検討してはどうか。
- ・ 今後、整備に際しては文化庁に現状変更許可申請を行う必要があり、この点を考慮すると整備の考え方や方針等を文化庁とすり合わせておく必要がある。
- ・ 図面（特に断面図）の作成に際しては、保護すべき遺構面を明示する必要がある。

4. その他

次回懇談会が10月22日開催であること、会場決定後に案内文書を発送することを確認。